

はにゅうりょうしまじゅうりょうようはいすいろ

羽生領島中領用排水路.....

土地改良区だより

令和3年7月発行

第20号

編集・発行 羽生領島中領用排水路土地改良区 総務課

〒347-0001

埼玉県加須市大越3756番地1

TEL 0480-53-3888 FAX 0480-53-8468

<https://hanyuryo.com>

E-mail:hanyuryo@bz01.plala.or.jp



豊静揚水機場（久喜市高柳地内）

「適正化事業により工事实施」

【おもな内容】

- 通常総代会開会あいさつ
- 総代会提出議案
- 令和3年度収入支出予算
- 令和3年度賦課金等について
- 令和2年度事業の実施状況
- 財務状況の公表
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合について
- お願い

令和2年度 通常総代会開催

令和3年3月18日(木)に当土地改良区事務所大会議室において、通常総代会が開催されました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催規模を縮小し書面議決により執り行いました。

今回の総代会については、議案第1号令和元年度事業報告書、各会計収入支出決算及び財産目録の承認を求めることについてから始まり議案第10号葛西・羽生領島中領土地改良区連合補欠議員の選出についてまで全10議案可決し閉会いたしました。

総代会あいさつ

理事長 坂田 修 一



皆さん、おはようございます。総代の皆様方には、何かとご多用の中、早朝よりご参集を賜わり、総代会にご出席を頂き、感謝申し上げます。また、常日頃より当土地改良区の事業全般にわたりましてご支援ご協力を頂き、重ねて御礼申し上げます。

今年度の通常総代会は、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐ観点から皆様方の安全を最優先に考えまして、このような書面議決を取り入れ縮小した形での総代会といたしました。書面議決にご賛同いただきました総代各位のご理解とご協力に感謝申し上げます。

本日、総代の皆様には、多くの議案のご審議を頂きますが、その前に私から何点かお話をさせていただきます。まず、去年の8月で

ございますが、当土地改良区の前理事長の野本理事長が急死されました。国営事業の中川上流地区の計画等につきましては、大変なご尽力を賜わったところでございます。地区決定後も引き続き会長として大変なご尽力を頂戴いたしました。改めまして感謝を申し上げ、ご冥福をお祈りするところでございます。また、10月には丸山理事様が突然お亡くなりになりました。会計委員長として、会計担当理事として、ご活躍を頂いたところでございます。改めて感謝を申し上げ、ご冥福をお祈り申し上げます。そうした状況のもとで、9月末日の理事会に於きまして、理事長として私、坂田が選任されました。組合員の皆様を始め、総代の皆様方のご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

次に、本年度のかんがい用水につきましてご報告申し上げます。かんがい時期につきましては、例年よりも降雨が多く、無事に乗り切ることができた訳でございます。梅雨明けが8月1日頃だと思いますが、例年より10日前後遅く、7月の日照時間も平年の3分の1程度と非常に短かった訳でございます。皆様も病害虫の発生を心配されたと思います。しかし、8月に入りまして晴天が続く、かんがい期全体としては、台風等の大きな被害もなく作況も例年並みとなりました。これもひとえにこまめな水管理を実施して頂いております皆様のご努力の賜物と感謝申し上げますところでございます。

さて、国営土地改良事業地区調査の中川上流地区につきましては、2年目に入った訳でございます。昨年度は事業計画案作成のため、各種の調査や運営計画、排水計画、施設計画の作成などを行って参りました。中川上流地区の推進協議会と致しましても、農林水産省、埼玉県と共に早期の事業着工に努めているところでございます。

県営事業につきましては、本年度、稲荷木落地区、島中領地区と共に事業計画の変更が生じた訳でございます。事業計画の変更に必要な同意は、地元の皆様方のお力添えを頂きまして、お陰様をもちまして90パーセント近い同意を得ることができました。感謝申し上げます。稲荷木落地区の排水路の整備につきましては、県道羽生栗橋線の上流で、一昨年台風19号に

より崩れ、仮復旧をした部分と上流を含め146mの整備を行いました。また、久喜市佐間地内の呉服橋の撤去も終了いたしました。島中領地区の石綿管交換工事につきましては、久喜市中里地内で698mを実施したところでございます。

土地改良区が実施した埼玉県の補助金による事業は、加須市細間地内の自然排水路で204m、羽生市大字弥勒地内の上村下ノ落排水路で138mを整備致しました。

国と埼玉県からの交付金を受ける維持管理適正化事業につきましては、久喜市高柳地内の豊静揚水機場を補修整備したところでございます。

結びになりますが、農業情勢が大変大きく転換している中でございます。土地改良区のあり方、方向を的確に捉えまして、組合員のための事業運営に努めて参りたいと思います。皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶と致します。よろしくお願い致します。



総代会提出議案

議案第 1 号	令和元年度事業報告書、各会計収入支出決算及び財産目録の承認を求めることについて
議案第 2 号	令和2年度専決処分の承認について
議案第 3 号	定款の一部改正について
議案第 4 号	規約の一部改正について
議案第 5 号	規程の一部改正について
議案第 6 号	令和3年度賦課金・徴収期間・徴収方法等について
議案第 7 号	令和3年度陸田等用水使用料及び徴収期間について
議案第 8 号	令和3年度地区除外に伴う決済金について
議案第 9 号	令和3年度各会計収入支出予算について
議案第 10 号	葛西・羽生領島中領土地改良区連合補欠議員の選出について
選挙第 1 号	役員補欠選挙について



(議事進行)



(議案採決)

令和３年度 一般会計収入支出予算

(単位：千円)

収 入			支 出		
科 目	予 算 額	予算に 占める割合	科 目	予 算 額	予算に 占める割合
1. 組合費	183,420	39.5%	1. 事務費	78,860	17.0%
2. 財産収入	4,600	1.0%	2. 選挙費	10	0.0%
3. 使用料及び 手数料	19,450	4.2%	3. 事務所費	2,540	0.5%
4. 補助金及び 交付金	46,070	9.9%	4. 事業費	310,910	66.9%
5. 受託費	12,600	2.7%	5. 諸 費	34,300	7.4%
6. 寄付金	10	0.0%	6. 諸支出金	25,530	5.5%
7. 納付金	11,220	2.4%	7. 繰出金	11,020	2.4%
8. 雑収入	4,010	0.9%	8. 諸帳簿整理費	10	0.0%
9. 繰越金	40,000	8.6%	9. 予備費	1,450	0.3%
10. 繰入金	85,700	18.4%			
11. 負担金	57,550	12.4%			
合 計	464,630	100.0%	合 計	464,630	100.0%

令和３年度実施予定事業

1. 県費単独土地改良事業

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 内 容
上村下ノ落排水路	羽生市大字弥勒地内	鉄筋コンクリート柵渠工
自然排水路	加須市道目地内	鉄筋コンクリート柵渠工
堤根落排水路	加須市弥兵衛地内	鉄筋コンクリート柵渠工

2. 水路改良事業

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 内 容
上村下ノ落排水路	羽生市大字弥勒地内	鉄筋コンクリート柵渠工

3. 県営特定農業用管水路等特別対策事業（島中領地区）

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 量	事業内容
佐間第2揚水機場	久喜市佐間地内	400m	管水路更新工
中里揚水機場	久喜市中里地内	200m	管水路更新工

令和3年度 賦課金等について

1. 賦課金

◎令和3年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

地 区	地 目	1㎡あたり
羽生領第1地区	田	4.30円
	畑	2.15円
羽生領第2地区	田	2.15円
島中領地区	田・畑	5.00円

☆徴収期間 上半期 令和3年 7月1日～令和3年 8月 2日
下半期 令和3年11月1日～令和3年11月30日

2. 陸田等用水使用料

◎令和3年8月1日現在の使用者に発付されます。

田として賦課されていない土地に水稻を耕作した場合、使用料を徴収します。

地 区	用 途	1㎡あたり
羽 生 領 地 区	管理水路から直接・間接的に取水するもの	2.15円

☆徴収期間 令和4年1月1日～令和4年1月31日

陸田等用水使用料に対する耕作状況は自己申告制です

耕作面積等の異動があったときは申告（陸田耕作異動申告書）をお願いします

（令和3年9月30日迄）

1. 新たに陸田耕作を始めるとき
2. 耕作地を休耕したとき、又は、耕作面積を増減したとき

異動申告がない場合は、前年度の耕作面積の取扱いになります

3. 受益者負担金【島中領地区】

◎県営土地改良事業の石綿管交換工事に伴い、令和3年1月1日現在の土地所有者に発付されます。

1㎡あたり 1.18円（田・畑）

4. 目的外排水負担金

◎令和3年4月1日現在の排水放流承認者に対して発付されます。

工場・営業排水を放流するときの目的外排水負担金は次のとおりです。

1㎡あたり 基準額 2.87円

放流先・使用者等の変更があった時は手続きをお願いします

1. 使用者が変更になったとき（変更手続き）
2. 公共下水道や農業集落排水に接続されたとき（取消手続き）

5. 施設使用料

◎令和3年4月1日現在の施設使用承認者に対して発付されます。
占用している面積・延長等により算出されます。

管理施設（水路敷等）の占用内容等に変更があった時は手続きをお願いします

1. 使用者が変更になったとき（変更手続き）
2. 撤去されたとき（取消手続き）

6. 地区除外決済金

農地を農地以外（宅地や雑種地等）に転用する場合は、農地転用等の通知書及び地区除外申請書により申請が必要です。

また、土地改良法第42条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められており、地区除外決済金の納付が義務付けられています。（市街化調整区域・市街化区域）

地区除外決済金は、組合員の皆様が納められている賦課金で用排水路の維管理費を賄っているため、農地を転用され面積が減ると、残された農地（組合員）が負担することになりますので、残された農地に対し過重な負担にならないようにするためのものです。

◎地区除外決済金は次のとおりです。

地 区	地 目	1㎡あたり
羽生領第1地区	田	236円
	畑	118円
羽生領第2地区	田	118円
島中領地区	田・畑	111円

☆島中領地区のパイプライン区域については、地区除外決済金のほかに受益者負担金（P5.3）の精算金がかかります。

**公共事業（道路または施設等）の用地として買収されたときも
地区除外決済金が発生します。
事業主体（買収者）と十分な話し合いをされますようお願いします。**

農地を改良等する時は手続きをお願いします

1. 土盛りをするとき
2. 田から畑に地目を変更するとき※1
3. 資材置場等に一時使用するとき

※1. 田から畑に地目変更する場合は、一時負担金を納付していただきます。【羽生領地区のみ】

● 境界確認申請

土地改良区の管理施設と接している土地の境界が不明な場合は、境界確認申請をしてください。

各種申請書様式につきましては
ホームページよりダウンロードできます

令和2年度事業の実施状況

1. 県費単独土地改良事業（県の補助金を受けて行った事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
上村下ノ落排水路改良工事	羽生市大字弥勒地内	138m	20,000,000円
自然排水路改良工事	加須市細間地内	204m	30,000,000円

2. 水路改良事業（改良区単独費で行った事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
古利根排水路改良工事	加須市阿佐間地内	40m	6,820,000円

3. 土地改良施設維持管理適正化事業（国及び県の補助金を受けて行った事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
豊静揚水機場補修工事	久喜市高柳地内	揚水機一式	4,290,000円

4. 県営土地改良事業（改良区がその一部を負担して行った県の事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
石綿管交換工事	久喜市中里地内	698m	53,025,000円

5. 維持管理事業

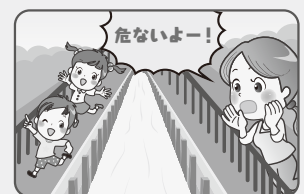
工 事 名	施 設 名	件 数	事 業 費
水路浚渫工事	岩瀬落排水路、十王堀用水路 他	83	10,147,250円
水路雑草藻刈工事	四ヶ村用水路、行幸用水路 他	135	62,969,914円
水路修繕工事	自然排水路、S43幹線1号用水路 他	12	7,868,585円
樋管堰枠工事	樋ノ堀排水路、宮前堰 他	3	3,050,872円
揚水機場等施設維持費	間口揚水機場、高須賀揚水機場 他	36	7,653,157円
計		269	91,689,778円

水路にゴミを捨てないように ご協力ください

水路に捨てられたゴミ等は、通水の妨げとなり水不足や溢水の原因となります。このゴミ処理の費用は、組合員から納付された賦課金で賄われています。



- ・ 大切な用水のかけ流し等をなくし有効利用しましょう
- ・ 水路近くで遊んでいる子供達を見かけたら一声かけて子供達を水難事故から守りましょう
- ・ 水路のフェンスなど破損を見かけたら土地改良区又は最寄りの警察署に連絡をください



令和2年度 事業の完成写真

◆県費単独土地改良事業 上村下ノ落排水路改良工事(羽生市大字弥勒地内)



(工事前)



(工事後)

◆県費単独土地改良事業 自然排水路改良工事(加須市細間地内)



(工事前)



(工事後)

◆水路改良事業 古利根排水路改良工事(加須市阿佐間地内)



(工事前)



(工事後)

◆県営土地改良事業 石綿管交換工事(久喜市中里地内)



(石綿管撤去)



(塩ビ管設置)

財務状況の公表

令和元年度 一般会計及び特別会計の収支決算を公表します。

【一般会計】

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	178,007,200	1. 事 務 費	77,869,785
2. 財 産 収 入	4,620,158	2. 選 挙 費	0
3. 使用料及び手数料	19,709,116	3. 事 務 所 費	1,841,380
4. 補助金及び交付金	23,568,000	4. 事 業 費	226,241,019
5. 受 託 費	12,726,400	5. 諸 費	31,496,335
6. 寄 付 金	0	6. 諸 支 出 金	13,044,745
7. 納 付 金	11,926,993	7. 繰 出 金	9,061,570
8. 雑 収 入	3,542,396	8. 諸 帳 簿 整 理 費	0
9. 繰 越 金	58,783,002	9. 予 備 費	0
10. 繰 入 金	31,997,200		
11. 負 担 金	51,797,227		
収 入 合 計	396,677,692	支 出 合 計	359,554,834

収入支出差引残金 37,122,858円 翌年度へ繰越

【特別会計】

(単位：円)

会 計 名	収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
職員退職手当	95,968,724	4,387,320	91,581,404
農地転用(羽生領地区)	2,799,310,319	22,009,500	2,777,300,819
農地転用(島中領地区)	40,342,683	3,044,289	37,298,394
維持管理積立金(島中領地区)	20,354,298	2,797,200	17,557,098

【財産目録】

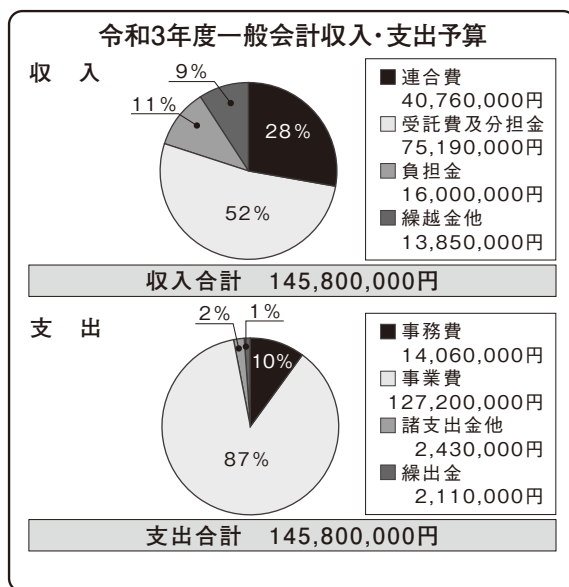
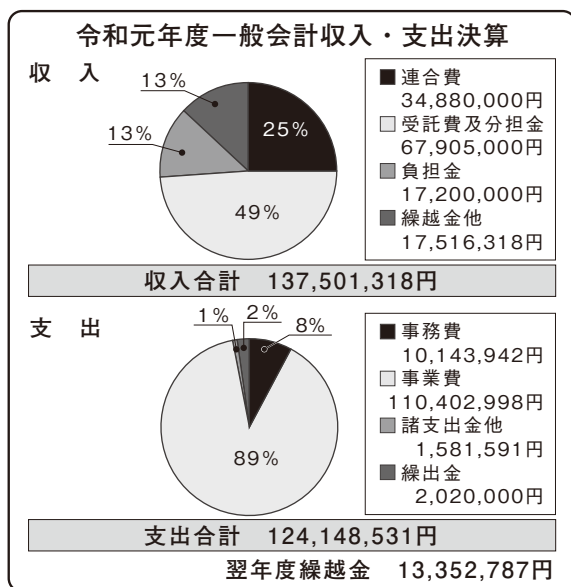
(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		未払金	
一般会計	37,122,858	賦課金等還付金	20,450
未収入金	23,727,391	引当金負債	
特定資産		職員退職手当引当金	91,581,404
職員退職手当引当金	91,581,404	農地転用決済金	2,814,599,213
農地転用決済金	2,814,599,213	維持管理積立金	17,557,098
維持管理積立金	17,557,098	基本財産	753,629,425
基本財産	753,629,425	特定施設維持管理基金	39,681,733
特定施設維持管理基金	39,681,733		
固定資産			
土地 事務所敷地 外	68,071,764		
建物 事務所 外	241,202,000		
備品 自動車 外	8,490,772		
資 産 合 計	4,095,663,658	負 債 合 計	3,717,069,323

葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

当連合では、利根中央事業で整備された水利施設により、北は羽生市から南は八潮市まで10市3町に跨る約12,700haの農地を対象に用水供給を行っています。令和2年のかんがい期は、水源地の降雪が少なく春先の水需要に対して供給不足となることが心配されましたが、その後の降雨により安定した供給を行うことができました。令和3年は、2月から3月が高温傾向となり水源地の雪解けが早く進みました。利根川上流9ダムの貯水状況は、4月時点では昨年並みとなっていますが、今後も、水源の状況を注視しながら安定した用水供給を行ってまいります。

《令和3年3月30日(火)に通常総会が開催され、次のとおり決定されました》



◇令和3年度所属土地改良区の連合費賦課額

所 属 土 地 改 良 区	賦 課 額
葛 西 用 水 路 土 地 改 良 区	24,320,000円
羽生領島中領用排水路土地改良区	16,440,000円
合 計	40,760,000円

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 管理等の状況 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇



◎金野井用水路末端 円筒分水工の様子
【吉川市上内川地内】



◎手子堰管理の様子
【加須市多門寺地内】

お 願 い

組合員の皆様へ

こんなときは届出が必要です

※土地改良法第43条により組合員資格得喪通知の提出が義務付けされております

1. 組合員が死亡(相続)されたとき
2. 土地の所有権・耕作者の異動があったとき
3. 住所の変更が生じたとき
4. 農業者年金等による組合員に交替があったとき

郵送でも手続きができます

ご連絡をいただきましたら様式を送付いたします
(ホームページからでも様式を取得できます)

●納付は便利な口座振替をご利用ください●

口座振替のできる金融機関

1. 埼玉りそな銀行	本・支店	7. 埼玉縣信用金庫	本・支店
2. りそな銀行	本・支店	8. 中央労働金庫	本・支店
3. 足利銀行	本・支店	9. 川口信用金庫	本・支店
4. 武蔵野銀行	本・支店	10. ほくさい農業協同組合	各支店
5. 群馬銀行	本・支店	11. 埼玉みずほ農業協同組合	各支店
6. 東和銀行	本・支店	12. ゆうちょ銀行	

※納付者・振替口座等に変更が生じたときは、お届けいただいている口座から
引落しが出来ませんので、変更手続きをお願いします。

口座振替で 納付される方へ

引落し先金融機関の通帳記載により振替済とさせていただきます。
なお、納付証明書が必要な方は、ご連絡いただきましたら発行いたします。

手子堰改修に伴う農振除外について

手子堰(加須市多門寺地内)の老朽化が進み、県営事業で改修工事をするようになりました。事業期間は、令和3年度から令和4年度までを予定しており、主な受益予定地は、上三俣、多門寺、北小浜、北篠崎、下樋遣川、町屋新田、松永新田、生出、阿佐間となっております。地区内の農業振興地域では、事業完了後8年経過するまで農地転用のための農用地区域からの除外(農振除外)は、事業内容によってはできない場合がありますのでご注意ください。